

生駒市教育委員会規則第 9 号

生駒市教育委員会の所管に係る生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

生駒市教育委員会の所管に係る生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

生駒市教育委員会の所管に係る生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 6 年 3 月生駒市条例第 1 1 号）の施行に関し必要な事項については、生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 6 年 3 月生駒市規則第 2 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。